

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則

平成29年2月24日

福岡県規則第5号

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（平成二十八年福岡県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

第三条 条例第十七条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出することにより行うものとする。

- 一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 特定事業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 三 当該食品等の商品名及び一般的な名称、当該食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
 - 四 当該食品等が条例第十七条第一項に該当すると判断した理由
 - 五 当該食品等の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
 - 六 当該食品等の回収に着手した年月日
 - 七 当該食品等の回収の方法
 - 八 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する食品衛生上の危害の発生の有無
- 2** 条例第十七条第一項の規則で定める食品等は、同一のロットを形成する食品等の中から、次に掲げる状態にあるものが相当数認められるものとする。
- 一 衛生管理が不適切であったため、人の健康を損なうおそれがある微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着したもの又はその疑いがあるもの
 - 二 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当

該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの

3 条例第十七条第五項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出することにより行うものとする。

- 一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 特定事業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 再発防止のために講じられた措置

（施策の提案）

第四条 条例第十八条第一項の規定による提案は、食品の安全・安心の確保に関する施策提案書（別記様式）により行うものとする。

（委員会の組織等）

第五条 条例第二十一条に規定する福岡県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 消費者
- 二 食品関連事業者
- 三 学識経験者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員会の会長）

第六条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第七条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、保健医療介護部生活衛生課において処理する。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年規則第一五号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第八号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。